

○国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程

〔平成18年3月23日〕
法人規程第32号
改正 平成18年法人規程第42号
平成22年法人規程第22号
平成22年法人規程第34号
平成23年法人規程第50号
平成24年法人規程第 2号
平成25年法人規程第20号
平成26年法人規程第42号
平成26年法人規程第53号
平成27年法人規程第52号
平成30年法人規程第51号
平成31年法人規程第34号
令和 元年法人規程第32号
令和 2年法人規程第32号
令和 3年法人規程第20号
令和 4年法人規程第23号
令和 5年法人規程第29号

国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程

(趣旨等)

- 第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における寄附金、助成金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無償提供等（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 寄附金等の取扱いについては、他の法人規則等に別段の定めがあるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 寄附金 寄附者が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項に規定する業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金又は有価証券をいう。
 - (2) 助成金 助成団体への応募申請等に対し、採択によって当該助成団体から支給される助成金をいう。
 - (3) 施設設備その他の財物の寄贈 寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産（国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げるものをいう。）をいう。
 - (4) 役務の無償提供等 寄附者が法人の業務に資する目的で法人に無償で提供する労務、便益

その他の行為（法人の業務に資する目的で法人が公募するボランティアを除く。）をいう。

- (5) 組織の長 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)に規定する局長、部長、学術院長、研究群長、学群長、学類長、総合学域群長、系長、教育研究施設の長、附属図書館長、附属病院長、附属学校教育局教育長、校長及び事業費により措置する教育研究組織等の長並びに同規則第35条第1項の規定に基づき置かれる利益相反・輸出管理マネジメント室長をいう。

(受入れの制限)

第3条 法人は、次に掲げる場合には、寄附金等を受け入れることができない。

- (1) 寄附金等を受け入れるに当たって次のアからエまでのいずれかの条件が付されている場合
 - ア 寄附金又は助成金により取得した財産を無償で寄附者又は助成団体（以下「寄附者等」という。）に譲与すること。
 - イ 寄附金又は助成金による教育研究等の結果として得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者等に譲渡し、又は使用させること。
 - ウ 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - エ 寄附の申込後、寄附者がある意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (2) 寄附金等を受け入れることによって著しく法人の財政に負担が伴うと認められる場合
- (3) 寄附者が反社会的勢力又はそのおそれがある場合
- (4) その他学長が法人の業務に支障があると認める場合

(申出等)

第4条 組織の長は、寄附金等の申出があったときは、別記様式第1号により申出を受けるものとする。ただし、法人が寄附を募る場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、助成金の採択を受けた者が別記様式第2号により報告する場合にあっては、これをもって前項の申出に代えることができる。

(受入れの決定)

第5条 寄附金等の受入れの決定は学長が行うものとし、学長はこれを組織の長に専決させるものとする。

- 2 組織の長は、前項の規定により寄附金等の受入れの決定をした場合には、速やかに当該組織の関係する会議等に報告するものとする。
- 3 組織の長は、第1項の規定により受入れの決定をした寄附金等のうちその評価額が2,000万円以上のものについては、これを学長に報告するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、寄附を募る場合にあっては、その実施に当たり、募金要項を作成の上事前に運営会議の議を経るものとし、当該議を経ることにより受入れの決定があったものとする。

(職員が寄附金等を受け入れた場合の取扱い)

第6条 職員は、職務上の教育研究等に対する寄附金等を受け入れたときは、当該寄附金等を速やかに法人に寄附しなければならない。

(寄附金の使途の特定)

第7条 組織の長は、寄附者が寄附金の使途を特定しない場合には、受入れの決定を専決しようとする際に当該寄附金の使途を特定するものとする。

(受入れの通知)

第8条 学長は、寄附金等（助成金を除く。）の受入れの決定をしたときは、礼状により寄附者に受入れを決定した旨を通知するとともに、寄附金又は助成金の受入れにあつては、別記様式第3号により出納命令役に通知するものとする。ただし、法人が寄附を募る場合の受入れにあつては、出納命令役への通知を省略することができる。

(収納の手続)

第9条 前条の規定により通知を受けた出納命令役は、直ちに寄附者等に納付依頼書を送付し、寄附金又は助成金を収納する手続をとらなければならない。ただし、法人が寄附を募る場合の受入れにあつては、納付依頼書の送付を省略することができる。

(寄附金又は助成金の使途の変更等)

第10条 寄附金又は助成金は、指定された使途以外に使用してはならない。

2 組織の長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使途を変更し、又は移し替えることができる。

- (1) 寄附又は助成の目的を変更する場合であつて変更の理由及び使用する金額について寄附者等の同意が得られた場合
- (2) 寄附の目的が達成された寄附金であつて当該寄附金の残高が1,000円未満であり、かつ、継続して寄附を受け入れる予定がないため他の奨学の目的に使用しようとする場合
- (3) 寄附金又は助成金により教育研究等を行う職員（以下この条において「教育研究等担当職員」という。）が他の国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）へ転出又は退職することに伴い、寄附者等の同意に基づき当該国立大学法人等に寄附金又は助成金を移し替えようとする場合
- (4) 教育研究等担当職員が他の国立大学法人等又は他の機関から法人へ転入することに伴い、法人に寄附金又は助成金を移し替えようとする場合

3 組織の長は、教育研究等担当職員が国立大学法人等以外の機関へ転出することに伴い、寄附者等の同意に基づき当該機関に寄附金又は助成金を移し替えようとする場合には、別記様式第4号の寄附金又は助成金移動承認申請書により学長の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 組織における寄附金等の受入れ、使途の変更及び移替えに関する事務は、当該組織を担当する事務組織が行うものとし、法人全体に関わる寄附金等の受入等に関する事務は、寄附金等の使途に係る本部の事務組織が行う。

附 則

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平18.6.22法人規程42号）

この法人規程は、平成18年6月22日から施行する。

附 則（平 2 2 . 3 . 2 5 法人規程 2 2 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 5 . 2 7 法人規程 3 4 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 5 月 2 7 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 3 . 9 . 2 9 法人規程 5 0 号）

この法人規程は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 2 . 1 6 法人規程 2 号）

この法人規程は、平成 2 4 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 2 . 2 8 法人規程 2 0 号）

この法人規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 3 . 2 7 法人規程 4 2 号）

この法人規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 3 . 3 1 法人規程 5 3 号）

この法人規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 6 . 2 5 法人規程 5 2 号）

この法人規程は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 0 . 3 . 2 2 法人規程 5 1 号）

この法人規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 1 . 4 . 2 6 法人規程 3 4 号）

この法人規程は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令元 . 1 2 . 2 6 法人規程 3 2 号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第 2 条第 5 号の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2 . 3 . 2 6 法人規程 3 2 号）

この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規程 20 号）
この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 24 法人規程 23 号）
この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 23 法人規程 29 号）
この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（組織の長）

殿

（寄附者）

住 所

氏 名

国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程第4条の規定に基づき、下記のとおり寄附します。

記

1 寄附の目的

2 寄附の種類 現金 有価証券 財物 その他

3 寄附の内容

4 寄附金額、取得価格又は評価額

円

5 その他必要とする事項

この寄附により教育研究等を行う職員が他の国立大学法人等へ転出又は退職のため寄附の目的を遂行できなくなった場合は、当該寄附による寄附金又は助成金を転出先へ移し替えること又は国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における使用者を変更すること及びそれに伴う手続きを法人において行うことを

承諾します。 承諾しません。

寄附者は、反社会的勢力又はそのおそれのない者であることを確約いたします。また、法人が寄附の受入れを決定した後に、寄附者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、法人が当該寄附の受入決定を取り消し、寄附の全てを返還することを

承諾します。

※職員が助成金を受け入れて法人に寄附する場合にあつては、原資の拠出者を記載してください。

（組織の長）

殿

所 属

氏 名

助成金の採択について（報告）

このことについて、下記のとおり助成団体から助成金の採択がありましたので報告します。

記

1 助成団体名

2 助成の目的

3 助成の金額 円

4 その他必要とする事項

この助成金により教育研究等を行う職員が他の国立大学法人等へ転出となった場合は、当該助成金を転出先へ移し替えること及びそれに伴う手続を国立大学法人筑波大学において行うことについて、助成団体から

承諾を得ています。 承諾を得ていません。

※採択通知（写）を添付すること。

筑大 第 号
年 月 日

出納命令役
財 務 部 長 殿

国立大学法人筑波大学長
〇〇 〇〇

寄附金又は助成金の受入れについて（通知）

下記のとおり、寄附金又は助成金の受入れを決定したので、通知する。

1 寄附者又は助成団体名

住 所

氏 名

2 寄附又は助成の金額 円

3 寄附又は助成の目的

4 寄附又は助成の内容

5 決 定 の 日 年 月 日

6 備 考

※職員が助成金を受け入れて、国立大学法人筑波大学に寄附する
場合にあつては、原資の拠出者を記載してください。

| | |
|------|---|
| 整理番号 | — |
|------|---|

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

（組織の長）

寄附金又は助成金移動承認申請書

寄附金又は助成金を移動したいので、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-------------------|---|
| 寄附者又は助成団体名 | |
| 寄附又は助成の金額 | 円 |
| 寄附又は助成の 目的及び内容 | |
| 移 動 金 額 | 円 |
| 移 動 先 機 関 名 | |
| 備 考 | |